産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の 中間報告まとまる

- ─「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」との認識の下、喫緊の 課題について提言
- 一中長期的課題として制度体系のあるべき姿を検討すべき旨も提言

CISTEC 事務局

産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会は、昨 2023年11月以降、5回にわたって安全保障貿易管理 の現状と論点について検討し(審議経過は非公開)、 2024年4月24日に中間報告を公表した。

「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」との認識の下、諸課題のうち現行外為法を最大限活用して対応すべきものについて提言をまとめたとしている。

CISTECでは、今回の審議を機に、経産省に対して関係委員会から産業界の立場からみた諸課題について包括的要望書等を提出したところである。そこでの問題意識と要望が反映されている点も少なくない。

なお審議には、CISTECからも押田専務理事が他の主要経済団体幹部とともにオブザーバーとして参加した(委員と同等に発言可能)。

- ※中間報告の概要は、別添の通り。
- ※中間報告全文は、以下のサイトに掲載されて いる。

https://www.meti.go.jp/press/2024/04/202404240 04/20240424004.html

※ CISTEC 関係委員会から提出した要望書(後 掲)

https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2023/data/20240116-8%20%20.pdf https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2023/data/20231107-7%20.pdf

■喫緊の課題として検討されたテーマ

同報告内容について、CISTECの関係委員会からの要望書との関係で簡単に補足する。

(1) 補完的輸出規制の見直し

- ・これは、通常兵器キャッチオール規制について、 従来は武器禁輸国以外の一般国向けはイン フォーム要件だけだったものを、客観要件(一 定基準を満たす場合に輸出者に許可申請義務が 生じる)も適用するというもの。
- ・これまで輸出企業において、自主管理に万全を 期すために、非リスト品目について一般国向け であっても、当局に相談すると詳細な調査を指 示されたり場合によってはインフォームをかけ られたりすることがあるとして、当局と相談し ない企業との対比で不公平感が指摘されていた (「相談した者損」)。やはり、取引の懸念点につ いて客観的な基準を作り、それを踏まえて相談 や許可申請の要否を判断するようにすることが 適切だとの要望を CISTEC 委員会からは行っ た。

ただし、通常兵器関連取引は大量破壊兵器関連取引とは性格が異なるので(前者は通常のビジネス取引として行われている)、相談や許可の対象は、真に懸念性があるものに絞られる必要があるとした。

・中間報告では、品目、懸念需要者、取引条件・

形態の懸念性確認のためのレッドフラグを示し、更に同盟国・同志国に対しては手続きを合理化するという形で、要望が反映されることとなった。

- ・なお、懸念需要者情報が提供されることになり、 外国ユーザーリストの通常兵器版が作成される 方向性となった。産業界は長年にわたり、エン ドユーザー規制の導入を要望してきたが、それ に向けての重要な一歩を踏み出すこととなった ことは、画期的と思われる。
- ・その他、グループ A 国経由での迂回対応のために、グループ A 国向け輸出もインフォーム対象となる。ただし、それらの国の執行協力を進めることを前提とした緊急避難的措置。

(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- ・技術がいったん流出すると管理困難となること から、我が国にとって特に重要と思われる技術 とリスクの高い行為とを特定して、事前に報告 を求め、適切な管理に向け官民対話を行うとい うもの。
- ・管理の枠組みは、既存のキャッチオール規制に 基づき行うが、いきなり許可申請を求めるので はなく、事前報告を求めた上で、対話の中で解 決を図るもの。

キャッチオール条項は、技術の提供に限って 行う趣旨を明確化するため、現行の規定とは別 途設ける。

- ・リスクの高い行為としては、現地子会社・合弁会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造や製品開発を可能とするような行為を想定(クロスライセンスを行っており、直接的な技術指導を伴わないランセンス供与は除外。CISTEC注:特許ライセンス供与は公開情報の移転なので、もともと規制対象外)
- ・事前報告は、例えば外為法第55条の8に基づく ものとするが、事前報告を行わない場合は悪質 な場合を除き、輸出者等遵守基準によるプロセ スで対応。
- ・許可条件を付することが有効と判断される場合 には、インフォームを活用するが、真に必要な 場合に限られる。

(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- ・国際輸出管理レジームでの合意形成が難しくなってきていること等を踏まえつつ、独自措置の多用を防ぐために、4つのアプローチによって、機動的な輸出管理を追求するというもの。
- ・「①議論が成熟した品目の同盟国・同志国による 先行管理」「②技術保有国との連携による先行管 理」「③レジーム管理品目の運用面の協調」「④ 非参加国との連携強化」の4つ。
- ・これにより、ワッセナー・アレンジメント (WA) で、ロシアの反対により合意できないような場合に、ロシアを除いて合意するというバターンも出てくると思われる。また、WA 以外の国際レジームでは採用されているノーアンダーカットルール(ある国の拒否案件は他の国も原則として穂拒否する仕組み)に近い審査協調を目指すもの。

(4) <u>安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合</u> 理化

- ・半導体製造に用いられる一部の部分品を包括許 可の対象に。
- ・インド・ASEAN 向け工作機械を一定要件下で包括許可対象に。
- ・同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途 の1項品等に関する許可申請手続きを簡素化
- ・内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏ま え、立入検査を重点化

■「中長期的な検討課題等」として示された内容

今回の中間報告は、現下の喫緊の課題について外 為法で対応可能な措置について提言を取りまとめた ものだが、それ以外の重要課題について次のように 提言がなされている。

CISTEC からの要望書で言及された点もある。

※注:中間報告書で以下のような項目立てがされているわけではない。

(1) 国際場裡で議論が進められている課題への対応

一従来の「機微技術の転用防止」に留まらない安 保上の課題への対応

<挙げられた新たな事象>

- ・技術を巡る主導権争い/重要物資のサプライチェーンの依存性を梃子にした経済的威圧行為/重要インフラへの脅威の増大/国家間の紛争でのサイバー戦、情報戦、認知戦の広がり/自律型致死兵器システム (LAWS) の規制のあり方
- ・外国の人権抑圧を考慮した貿易管理の取組

<提言内容>

・「新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、必要に応じた<u>抜本的な見直しを検</u>討すべきである。」

(2) <u>刻々と変化する国際的な安全保障環境や急速な</u> 技術革新に即した新たな貿易管理のあり方の 検討

一技術管理と一体で産業基盤強化に取り組む諸外 国の規制動向を念頭においた対応

<提言内容>

- ・(米国の輸出管理改革法(ECRA)」、韓国の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の例を引きつつ)「WTO ルールとの整合性等について慎重に判断をしていくことは大前提であるものの、不拡散型輸出管理というツールのみでなく技術管理や産業基盤強化に向けた取組と一体的に講じられている諸外国の規制動向について引き続き注視しながら、刻々と変化する国際的な安全保障環境や急速な技術革新に即した新たな貿易管理のあり方を検討すべきである。」
- ・「例えば、足下の日本人技術者の転職等を通じた 海外への技術流出など現行の「みなし輸出」を 超えた人を通じた技術流出への対策をはじめと して、新たな技術管理の取組の必要性について も指摘がなされた。本指摘については、移動の 自由や職業選択の自由との関係で、慎重な検討 を要するものであるところ、諸外国のプラク ティスについても研究を進めながら、引き続き 我が国としてどのような対応が適切であるか検 討を進めるべきである。その際、<u>外為法を含む</u> 貿易管理手法のみでは法的対応に限界があるこ とから、対内投資管理、研究セキュリティ、不 正競争防止法といった規制・制度による対応の

<u>みならず、アウトリーチ・支援策なども含めた、</u> <u>多様な施策を統合したアプローチを講じること</u> も重要である。」

(3) 中長期的な検討課題

ーCISTEC からの包括的要望書を念頭においた対応

<提言内容>

「産業界等からは、輸出管理に関する法体系の複雑性の解消(「わかりやすさ」の追求)が求められていることに留意が必要である。従来以上に輸出管理の重要性が指摘される中、実効的な安全保障貿易管理を実現するためには、輸出管理当局と輸出者との協力が不可欠であることを改めて認識し、外為法に基づく安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿の検討も進めるべきである。その際、輸出管理当局は、輸出者が理解し、対応しやすい規制となるよう、明確性、公平性の確保に最大限取り組む必要がある。」

参考

(1) セキュリティクリアランス法案に関する衆院本 会議での附帯決議

同附帯決議では、技術管理に関して、次のような 一項が含まれている。

「十八 技術は我が国の自律性・不可欠性の重要な一部を構成するものであり、その流出防止は経済安全保障上喫緊の課題であることを念頭に置き、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出を防ぐため、早急かつ徹底的に技術流出・技術管理対策の強化に取り組むこと。」 ※附帯決議

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku797D90AF3F9AE3304925 8AF60023567E.htm

(2) 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議

・今回の産構審安全保障貿易管理小委における輸 出管理分野での検討は、経産省の経済安全保障 政策検討の一環として行われている。経済安保 全体の検討は、昨2023年10月に設置された「経 済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」で行われ、「<u>経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン</u>」が策定されているが、その進捗状況は逐次報告、公表されてきている。

・直近では4月24日に開催されており、今回の産 構審小委の中間報告を含め、アクションプラン の改訂案が公表されている。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html

(3)経産省での「貿易経済安全保障局」への組織改編予定(本年夏の見込み)

- ・経産省の令和6年度の機構・定員について、昨年12月に要求結果が公表されている。
 - https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/pdf/05.pdf
- ・そこでは、「対外経済政策と経済安全保障政策の 推進体制の強化」の一環として、<u>貿易経済協力</u> 局を貿易経済安全保障局に改称し、同局に経済 安全保障政策課を設置するとされている(いず れも仮称)。なお、貿易経済協力局のうち振興部 門(貿易振興課、通商金融課、技術・人材協力 課)を通商政策局に移設するとのこと。
- ・今回の産構審小委の中間報告で「3.中長期的な 検討課題等」として示された一連の提言内容に は、現行外為法の枠組みだけでは対応が難しい 点もあるが、今後新たな組織体制の下で、検討 がなされるものと思われる。

【注】

産構審小委中間報告の公表後の4月26日付で、 「貨物等省令」の一部改正案等に対する意見募集がな された。

これは、産構審小委提言で示された同志国連携の「4つのアプローチ」のうちの「国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による先行管理」の先駆例となるものである(大別して4品目)。

また、2023 年に施行された半導体製造装置関連規制について、米国が昨年 11 月に連携して追加規制した際のパラメータに合わせる改正も含まれている。これは、レベルプレイングフィールド原則を踏まえ

た日米間の同志国連携によるもので、「技術保有国による先行管理」として位置付けられると思われる(なお、オランダの深紫外線半導体製造装置(DUV)に係る規制パラメータは日米に比較して多少緩いが、米国が行った異例の再輸出規制強化により、事実上、米国と同様の規制の下に置かれている)。以下のCISTEC 資料を参照。

◎「貨物等省令」の一部改正案等に対する意見募 集について(速報)

https://www.cistec.or.jp/service/sankoushin2024/20240426.pdf

別添

[2024年4月] 概要 中間報告 産業構造審議会·安全保障貿易管理小委員会

•前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、 **安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レ ジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。 ・また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹 底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**宜民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理は大きな転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必 要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)~(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。
- 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。

③ 官民での情報共有・対話等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

(1)補完的輸出規制の見直し

官民対話スキームの構築

(2)技術管理強化のための

汎用品・汎用技術の軍事転用可能性 の高まりに対応すべく、企業間の公平性 にも留意した形で、補完的輸出規制の 見直しが必要。

クが高まっており、多様な経路に応じた対策

が必要。(技術は一度流出すると管理困難。)

外為法の技術移転管理に関し、官民対話

を通じた新たな技術管理スキームを導入。

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- 安全保障上の懸念が高い品目に限定 して、通常兵器の開発等に用いられる 一般国 (グループA国以外)向けであっても、 おそれがある場合に適切に管理。
- この際、懸心需要者や懸心取引等に関 する情報を政府が提供。

②グループA国経由での迂回対策

A国向けであっても、懸念国等の迂回 補完的輸出規制の対象外のグループ 調達の懸念がある場合、インフォーム。

(3)機動的・実効的な輸出管理の ための重層的な国際連携

急速な技術革新等により、機動的な輸出 管理が必要。 技術覇権争いの激化等により技術流出リス

- ば、実効性·予見可能性が低下。 **国際連** 各国が独自措置等を多用することになれ 携による制度・運用の協調を企図。
- 成熟した品目の同盟国・同志国による管 ・国際輸出管理レジームで技術的議論が 理を行う。 ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し
 - ・懸念度と緊急度に応じた、技術保有国に よる連携も有効。

・適切な技術管理に向け、政府からの懸念

、外為法に基づき、政府に事前報告。

※今回の措置は、貨物は対象外。

情報等の提供を含め、官民対話を実施。

※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォー

ムにより許可申請を求める。 ・取引時点のみならず、

国際輸出管理レジームの管理対象品目 ・国際輸出管理レジームの非参加国との に係る運用面での協調を行う。

時間的経過に伴

う軍事転用懸念を考慮。

連携を強化。

・メリハリのある運用、厳格な管理を 行う企業等へのインセンティブ等の 観点から、以下の分野で合理化。

応じた制度・運用の合理化・重点化

(4)安全保障上の懸念度等に

品(圧力計やクロスフローろ過装置)を特別一般包括許可の対象(C。 定の要件の下(移設検知機器の搭載等)で、 ②インド・ASEAN向け工作癥械を、

①半導体製造に用いられる一部の部分

- ③同志国軍による<u>防衛装備の持ち帰り、 民生用途の1項品等に関する許可申</u> 請手続を簡素化。 特別一般包括許可の対象に。
- 4 内部管理体制や保有機微技術、輸出 実績を踏まえ、立入検査を重点化。

/ (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用 (5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保

3. 中長期的な検討課題

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散 型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
 - その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の 取組の必要性、法体系の複雑性の解消**(イオカカウワヤウセネさ」の追求)を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。